

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者を対象に臨時特別給付金を支給します。

【支給対象者】

令和2年4月分の児童手当受給者
 ※令和2年3月分の児童手当が支給された新高校1年生の児童も対象
 ※特例給付の受給者の方(児童手当の所得制限を超過し、児童1人につき月額5,000円を受給している受給者)を除く。

【給付金の額】

対象児童1人につき1万円

【申請方法】

公務員以外の支給対象者の方については、申請手続きは不要です。

6月中旬に支給のお知らせ文書を送付したうえで、7月10日(金)に児童手当の登録口座に振込みます。

公務員の方については、所属長を通じて案内がありますので、所属長の証明を受けたうえで、申請してください。(郵送可)

【受付期限】

9月30日(水) 必着

【郵送先】

〒329-0195(住所不要)

町民生活部住民課給付・年金係

問住民課 ☎ (57)4141

児童扶養手当臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会生活及び経済的な影響を受けやすい子育て世帯を支援するため、町独自の支援策として、児童扶養手当を受給されている方に臨時給付金を交付します。

【支給対象者】

令和2年3月分(5月支給)の児童扶養手当の受給者(他に条件あり)

【給付金の額】

受給者1人につき1万円

【申請方法】

申請手続きは不要です。

※詳細については、6月中旬に対象者の方へ送付した支給のお知らせ文書をご確認ください。

問住民課 ☎ (57)4141

野木町職員採用試験 (令和3年4月採用予定)

【職種・受験資格及び採用予定人数】

職種	受験資格	採用 予定 人数
一般事務	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短大・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、平成4年4月2日以降に生まれた方	3名程度
一般事務 (身体障害者)	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短大・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、昭和60年4月2日以降に生まれた方 (1) 視覚障害者、聴覚障害者、音声・言語障害者、内部障害者または肢体不自由者で身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 視覚、聴覚障害者については、補正器具等の使用により電話や窓口の応対等の通常業務に対応できる方 (3) 活字印刷文(文字の大きさは、10.5ポイント程度)による出題に対応できる方	1名程度
保健師	保健師の資格を有し、保健師免許証の交付を受けている方又は令和3年3月31日までに保健師の資格を取得し、保健師免許証の交付を受ける見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	1名程度
土木技術職	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、土木に関する課程を修めた方、または修める見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	1名程度

【第1次試験】 令和2年9月20日(日)

【試験会場】 白鷗大学・本キャンパス

【試験方法】 筆記試験

【募集要項】 7月6日(月)から総務課で配布します。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

【受付期間】 7月6日(月)～8月7日(金)

〈来庁〉8時30分～17時15分

※土日祝日を除く

〈郵送〉8月7日の消印有効

【採用予定日】 令和3年4月1日

【申込・問合せ先】 〒329-0195(住所不要)
 総合政策部総務課人事給与係
 ☎0280(57)4158